

を販売して得た資金は、営農資金としてプールされます。

この取組により、2001年末までに水田510haと畑103haが整備されました。また、農家が自らの手で、開拓、補修、経営を行うことで自立の意識が高まり、持続的な経営が確立されつつあり、コートジボアール政府や近隣諸国等から高い評価を受けています。このため、我が国は、2004年度よりこの成果を近隣諸国へ普及するため、WFPに新たな資金を拠出することとしています。なお、カンボジアにおいても2002年度よりFFWを行っています。

### (農業分野における国際協力の推進が重要である)

開発途上国における食料増産は、世界の食料需給の安定や栄養不足人口の削減による国際社会の平和と発展に寄与する。このため我が国は、開発途上国における農業生産性の向上や自助努力による持続可能な農業の実現に向けて、政府開発援助(ODA<sup>\*1</sup>)を積極的に実施しており、2001年は、先進国による農業分野への援助額の5割を占める約14億ドルを拠出している<sup>\*2</sup>。

ODAの実施に当たっては、政府のODA大綱に定められた理念、原則等を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断することが重要である。また、15年8月にODA大綱が改定され、「我が国の経済・社会との関連に配慮しつつ、我が国重要な政策との連携を図り、政策全般の整合性を確保する」ことが新たに基本方針の中に盛り込まれており、ODAと農業に関する我が国政策との連携を図ることも重要である。

### [コラム：国際コメ年2004]

コメは世界の半数以上の人々の主食であり、栄養不足人口の削減、貧困の撲滅において重要な役割を果たすことが国際社会から期待されています。1996年の世界食料サミットや2000年のミレニアム・サミットでは、2015年までに地球上の栄養不足人口を半減するという国際公約がなされています。このようななか、2002年12月の第57回国連総会において、我が国等44か国の共同提案により2004年を国際コメ年とすることが決議され、コメが果たす重要な役割について認識を深めるために、国際連合食糧農業機関(FAO)を中心活動が行われることとなりました。

稲作をはじめとする我が国農業には、安定した食料生産・供給に加えて、伝統文化の伝承や地域社会の振興、良好な自然景観の形成等の多面的機能があることが認識されています。農林水産省では、これらコメ、水田等が果たす重要な役割についてさらに国民の認識を高めていくために、国際コメ年に積極的に取り組むこととしており、2003年6月に「農林水産省国際コメ年推進本部」を設置しました。

また、国内において国際コメ年に対して積極的に取り組んでいくため、農業団体、消費者団体、コメ関連業界、NGO<sup>\*3</sup>等が参加して、「国際コメ年日本委員会」が設立されました。設立に当たり、

\*1 ODA : Official Development Assistance

\*2 OECD・D A C 「Development Cooperation 2002 Report」に基づき農林水産省で推計(二国間、約束額ベース)。農業分野には畜産、林業、水産業を含む。

\*3 NGO : Non-Governmental Organization

①コメ・水田・稲作が日本・日本人に果たしてきた役割の評価、②ごはんを中心とした日本食の普及による豊かで健康な食生活の追求、③世界の食料事情の周知とコメを通じた国際貢献への理解、の3つを柱とする取組の基本方針が定められました。2004年1月に国際コメ年の始まりを記念して「国際コメ年記念シンポジウム」が開催されたほか、1年を通じて会員による様々な取組が、この基本方針に沿って行われることとなっています。

国際コメ年では、コメが果たす重要な役割について一般の認識を高める活動が、我が国だけでなく、アジアの国々等でも広く実施されることとなっています。国際コメ年を機に、コメが果たす重要な役割について世界の人々と共にした認識が醸成され、各国の多様な農業・農村の共存・共栄に結び付いていくことが期待されます。

## (2) 我が国の農産物貿易の動向

### (我が国は世界最大の農産物純輸入国である)

我が国の農産物輸入は、食生活の多様化・高度化や生産面における狭い国土条件の制約等を背景に、質・量ともに大きく変化してきた。

1960年当時には、国民の主要食糧を確保する必要性から、小麦の輸入額が最も多かった(表I-10)。その後、国民所得の増加に伴い、畜産物や油脂類の需要が増加したことから、家畜飼料のとうもろこしや植物性油脂原料の大豆の輸入が増加した。このため、70年及び80年の農産物輸入は、とうもろこしが1位、大豆が2位となった。90年以降は、食肉の需要が国内生産を上回って増加したことから、牛肉、豚肉等畜産物の輸入が増加した。また、生鮮野菜や冷凍野菜についても、消費の周年化や業務・加工品需要の増加により、輸入額が増加傾向で推移している。

2002年の主要な農産物の輸入動向を前年と比較すると、小麦、とうもろこし及び大豆の輸入額が増加した。食肉については、BSE発生の影響による牛肉消費の減少のため、牛肉の輸入額が大幅に減少したが、牛肉の代替需要により豚肉の輸入額は増加した。生鮮野菜及び冷凍野菜の輸入額は、国内価格の低迷や残留農薬問題等の影響によりかなり減少した。これらの結果、2002年における我が国の農産物輸入額は、4兆3,011億円となり、米国に次ぐ農産物輸入大国となっている。特に、我が国は、輸出が少なく大幅に輸入にかかるようになっているため、世界最大の農産物純輸入国となっている。

### (我が国の農産物輸入は特定国への依存度が高い)

2002年の我が国の農産物輸入額に占める輸入先国の割合をみると、最も高い米国に次いで、中国、オーストラリア、カナダ、タイの順となっており、これら上位5か国で農産物輸入額の7割を占めている(図I-52)。

過去10年間の我が国の農産物輸入先国の変化をみると、上位5か国が占める割合は64.7%から67.4%に上昇しており、少数の特定国への依存度が高まっている。特に、中国の占める割合は7.8%から12.1%と大きく上昇している。

このように、我が国の食料供給は、少数の特定国に輸入の多くを依存する構造となってしまっており、輸入先国の作柄や作付けの変動等の影響を受けやすくなっている。

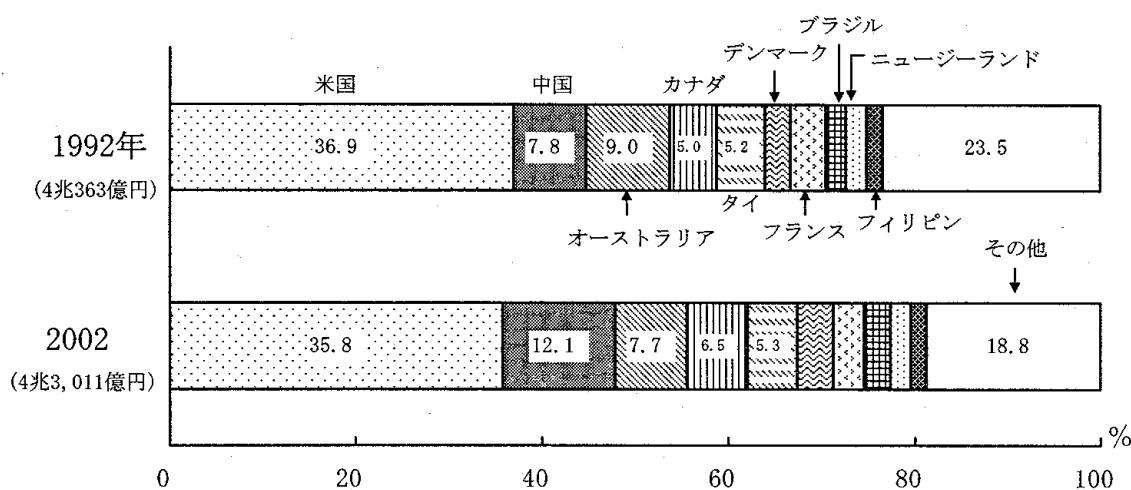
表 I-10 我が国の輸入農産物の上位10品目の推移（金額ベース）

	1960年	70	80	90	2000	02
1位	小麦	とうもろこし	とうもろこし	とうもろこし	豚肉	豚肉
2位	大豆	大豆	大豆	牛肉	たばこ	たばこ
3位	粗糖	小麦	小麦	アルコール飲料	牛肉	とうもろこし
4位	とうもろこし	粗糖	粗糖	豚肉	生鮮・乾燥果実	生鮮・乾燥果実
5位	牛脂	グレーンソルガム	コーヒー豆	たばこ	とうもろこし	アルコール飲料
6位	米	生鮮・乾燥果実	生鮮・乾燥果実	生鮮・乾燥果実	アルコール飲料	牛肉
7位	コプラ	たばこ	グレーンソルガム	大豆	大豆	大豆
8位	たばこ	コーヒー豆	牛肉	小麦	小麦	小麦
9位	乾燥ミルク（無糖脱脂）	牛脂	豚肉	ナタネ	生鮮野菜	鶏肉
10位	ふすま	羊肉	たばこ	鶏肉	鶏肉	冷凍野菜

資料：財務省「貿易統計」

- 注：1) 工業用原料（羊毛、綿、天然ゴム、その他（牛皮））を除く。  
2) たばこは、製品たばこを含む。

図 I-52 我が国の農産物輸入額に占める輸入先国の割合の変化



資料：財務省「貿易統計」

注：( ) 内は我が国の農産物輸入額である。

### (農産物輸入は未加工品から加工・生鮮品へ移行している)

我が国の農産物輸入額を加工度別にみると、穀物等の未加工品の割合が低下し、付加価値の高い加工品の割合が上昇している。また、輸送技術の発達やより安価な原材料を求める食品産業の需要の増大により、生鮮品の割合も高まっている。

これらの輸入構造の質的な変化を、1992年と2002年の農産物輸入額の輸入先国における加工度の変化でみると、米国とオーストラリアからの輸入額は未加工品、生鮮品は横ばいまたは減少しているが、半加工品、加工品が増加している（図I-53）。また、オーストラリアからの加工品の輸入額が大幅に増加している。一方、中国からの輸入額は、未加工品が減少し、油粕や野菜缶詰等の半加工品、紅茶等の加工品及び野菜や肉類等の生鮮品が大幅に増加している。これらのことから、特に中国は、安い人件費と我が国に近接する有利な地理的条件を活かし、我が国の農産物の需給動向の変化に合わせて、加工度の高い農産物や生鮮品の輸出競争力を高めていることがうかがわれる。

### (海外での我が国の農産物に対するニーズは高まっている)

コスト高による国際競争力の低さ等から、2002年における我が国の農産物輸出額は2,064億円にとどまっている。輸出額の大きい品目はたばこ、アルコール飲料、小麦粉、は種用の種等、配合調製飼料である。主な輸出先は米国、台湾、香港、韓国、中国となっており、近隣のアジア諸国への輸出が全体の7割を占めている（図I-54）。また、上位5か国・地域の占める割合は、1992年から2002年の10年間で67%から72%と上昇している。

主な生鮮農産品等の輸出額の推移をみると、生鮮果実の輸出は、近年他の輸出国との競合や輸入国側の要求する検疫措置により減少傾向にあったものの、2002年のりんごの輸出額は、台湾のWTO加盟に伴う輸入数量制限の撤廃等により、前年の約4倍と大幅に増加した（図I-55）。このため、2002年の生鮮果実全体の輸出額も前年の約2倍に増加した（図I-56）。江戸時代末期からの輸出農産品である緑茶の輸出は、日本文化への関心の高まり等を背景に増加傾向にあり、主な輸出先は米国、シンガポール、ドイツとなっている。生鮮野菜では、長いもの輸出が伸びており、2002年の生鮮野菜の輸出額23億円のうち20億円を占めている。主な輸出先は、台湾、米国である。

また、我が国の伝統的加工食品であるみそ、しょう油、清酒の輸出も、近年増加傾向にあり、2002年の輸出額は、それぞれ13億円、26億円、35億円となっている。これらの主な輸出先は、米国をはじめとする上位5か国・地域が大半を占めている。

アジア諸国における国民1人当たりGDPは、1982年から2002年の間に、韓国5.3倍、中国4.8倍、香港3.9倍、シンガポール3.6倍と高い伸びを示している<sup>\*1</sup>。このようなアジア諸国における著しい経済発展に伴う購買力の向上等を背景に、我が国の農産物は高級・高品質であるというブランドイメージが定着しつつある。また、欧米をはじめとする世界各国では、健康食としての日本食の評価が高まっている。さらに、残留農薬問題の発生等を背景としたアジア諸国での食品の安全性への関心の高まりや、中国、台湾のWTO加盟に伴う輸入数量枠の撤廃等もあり、我が国の農産物に対する海外のニーズは高まりつつある。

\*1 世界銀行「World Development Indicators」（同期間における世界の1人当たりのGDPは2.1倍に増加。）

図 I - 53 加工度別にみた農産物輸入額の変化 (1992年=100)

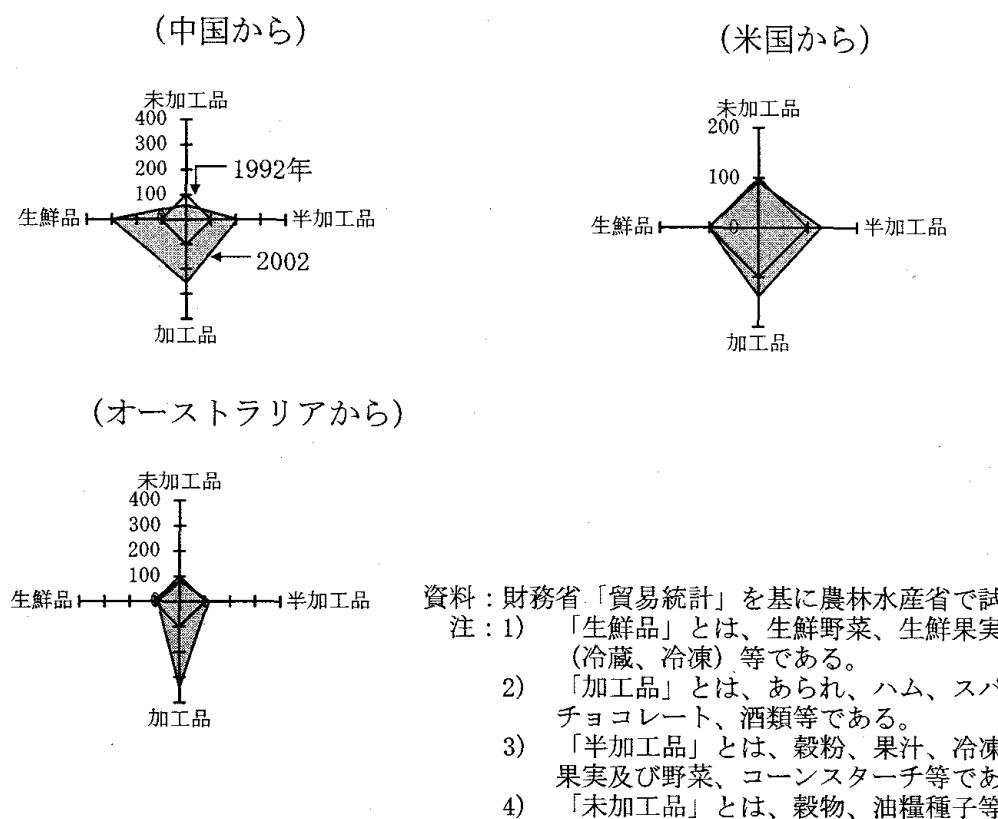
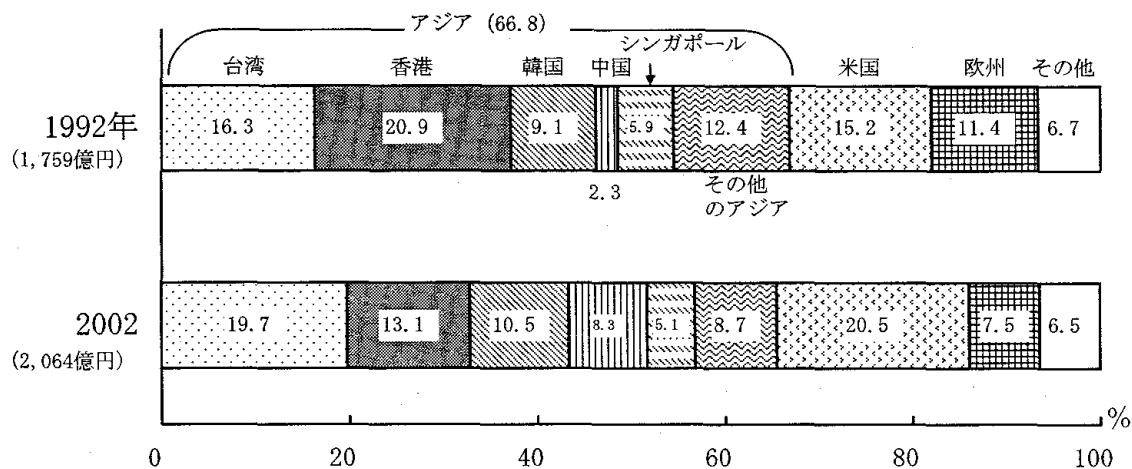


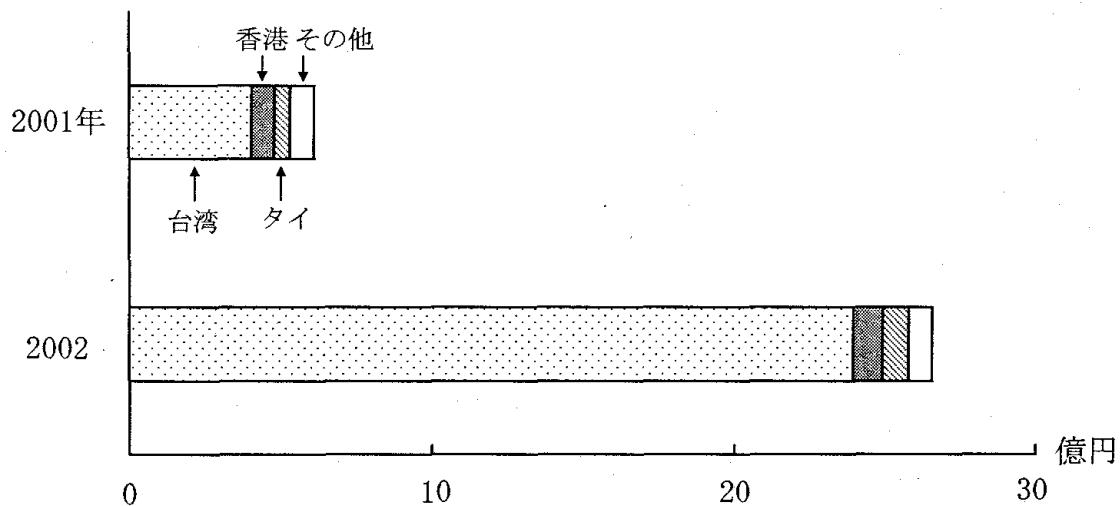
図 I - 54 我が国の農産物輸出額に占める輸出先の割合の変化



資料：財務省「貿易統計」

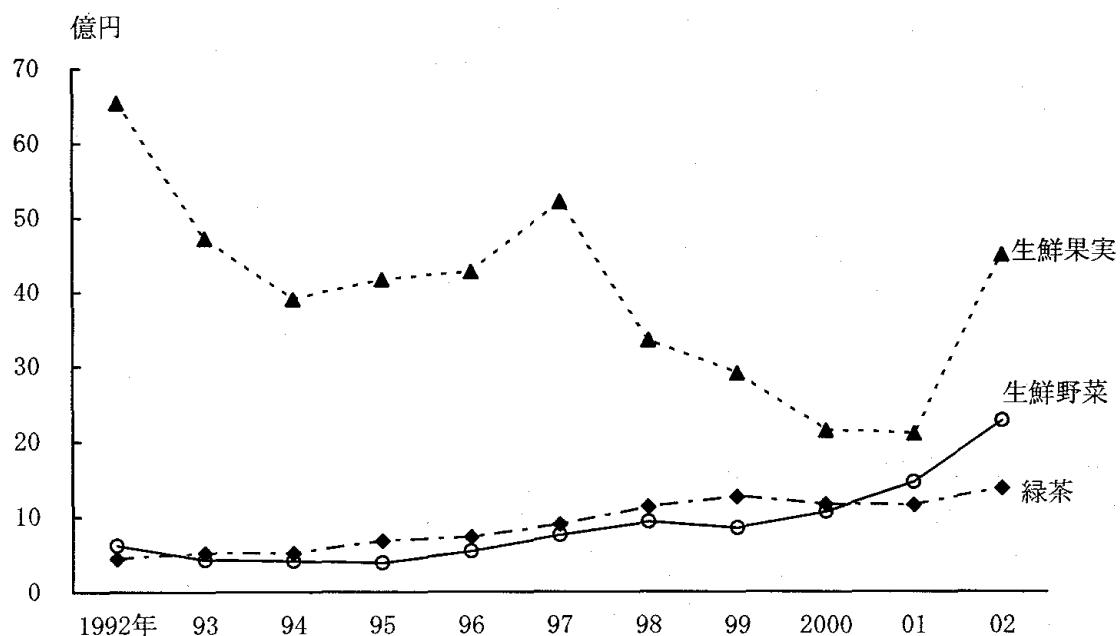
注：( ) 内は我が国の農産物輸出額である。

図 I - 55 我が国のりんごの輸出額の変化



資料：財務省「貿易統計」

図 I - 56 我が国のかつら、生鮮野菜、緑茶の輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」

注：生鮮野菜には林産物（しいたけ、まつたけ）及びいも類（ばれいしょ、かんしょ）は含まない。

### (農産物輸出促進に向けた積極的な取組が展開されている)

このようななか、生産者団体や関係行政機関では、農林水産物の輸出促進に向けた積極的な取組に力を入れている。

2003年5月には「農林水産ニッポンブランド輸出促進都道府県協議会」が設置され、各地域の特産物の輸出にかかる障壁撤廃に向けた活動や新たな販路の拡大に取り組んでいる。また、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）では、2003年7月に「日本食品等海外市場開拓委員会」を設置し、東アジアを主な対象とした新たな輸出市場開拓のための市場調査を実施した。このほか、国際見本市への参加等も行っている。農林水産省では、海外貿易情報の調査・収集、国内生産者向けセミナーの開催、国際食品見本市を活用した広報活動等の支援を行っており、2004年4月には輸出促進室を設置した。

今後の農産物の輸出促進に当たっては、市場開拓の努力と並行して、国内における検疫手続きの簡素化、適正表示による日本産ブランドのイメージの確保を図るとともに、輸出相手国の検疫制度に対応した輸出検疫条件の整備や我が国で育成された植物品種の保護等、官民が一体となって取り組んでいくことが重要である。

#### <事例：島根県のコメ「西いわみヘルシー元氣米」の輸出促進の取組>

島根県益田市のJA西いわみでは、管内で減農薬、減化学肥料栽培されているコシヒカリ「西いわみヘルシー元氣米」を台湾へ輸出する取組を行っている。

平成14年12月、台湾への販路拡大の可能性を探るため、県とJA西いわみが中心となって「西いわみ農産物の翼協議会」を設立した。15年2月に台湾で事前調査を実施し、現地スーパー・マーケットや輸入業者等を訪問して試食活動等を展開し、その後、台北市内の高級百貨店との間で試験販売の話が具体化した。同年9月に新米1トンが台湾へ輸出され、10月に百貨店での店頭販売促進活動が行われた。試食した来客の反応は好評であり、価格は現地の一般米の約6倍にもかかわらず、用意した新米は完売した。また、11月には台北市内のホテルで実需者を対象に試食宣伝会等を開催した。こうした流れを受け、継続的な輸出について15年12月～16年2月までの契約を輸入会社と締結した。

米について、このように自治体とJAが緊密に協力して輸出を促進する取組は全国でも初めての試みである。JA西いわみでは、今後この輸出をより拡大し、将来的には年間100トン程度の米の輸出を目標とするとともに、他の農産物や農産加工品の輸出にもつなげたいとしている。

### (3) 諸外国の農業政策をめぐる動き

各国では、1995年1月のWTO農業協定の発効後、2005年1月を交渉期限とする現在のWTO農業交渉の動向を踏まえた農業政策の改革が行われている。特に、ウルグアイ・ラウンド農業合意で削減対象となった価格支持政策や当該年の生産量・作付面積等に基づく直接支払い<sup>\*1</sup>から、農業経営に着目した所得政策や当該年の生産要素と切り離された直接支払いへの移行、転換が進められている。

以下、EUと米国の農業政策の動向を紹介する。

\*1 卷末〔用語の解説〕を参照。

## (EU)

E U域内の各国の農業政策は、1962年以降CAP<sup>\*1</sup>（共通農業政策）が順次導入され、68年から本格的に実施されている。その後、生産過剰と財政負担の増大等を背景として82年以降各種の改革が実施され、現在は、域内価格支持、農家への直接支払い、農村開発等の施策が実施されている。域内価格支持は、作物ごとに支持価格を定め、市場価格が支持価格を下回った場合にE U加盟国の政府関係機関が買い支えを実施するものであり、穀物、乳製品等に適用されている。直接支払いは、92年に穀物、牛肉等の支持価格の引下げの代償として導入されたものである。また、農村開発に関する施策として、条件不利地域対策や環境に配慮した農業への助成等が行われている。

また、現行の直接支払いは生産調整を実施している品目を対象に、当該年の作付面積や家畜頭数に基づき支払額が算定され、WTO農業協定上「青の政策」に該当している。これについては、2003年6月にE U農相理事会で合意され、2004年から順次導入<sup>\*2</sup>されることとなっているCAP改革により、今後は過去の直接支払いの実績を基準にして支払額を算定する單一直接支払いが導入される予定となっている。その結果、新たな直接支払いは生産要素と切り離されることとなり（デカップリング）、WTO農業協定上は削減義務を負わない「緑の政策」に該当することになるとみられる。ただし、E U加盟国の中では一部の品目のみに限定してデカップリングを導入すべきとの主張があることから、最終的には直接支払いのうち一部品目において一定の限度までは現行制度の維持が認められている。

また、今回の改革により、直接支払いの受給条件が強化され、環境保全や動物愛護等に関する基準の遵守や、農地土壤の適切な状態での管理を行うことが、支払いの条件となっている。

域内価格支持については、米、酪農品の支持価格を引き下げ、その引き下げ額の一部を直接支払いに振り向けるとともに、さらに直接支払いを段階的に削減し、その削減額を農村開発に振り向けることとしている（図I-57）。今回の改革の背景には、2004年5月にE Uが15か国から25か国に拡大すること等に伴う一層の財政負担の増大に加え、WTO農業交渉の動向を踏まえて、削減対象となる助成合計量（AMS）<sup>\*3</sup>を削減しようとする意図があると考えられる。

## (米国)

米国では、穀物価格の高騰と財政赤字の拡大等を背景として制定された96年農業法において、それまでの生産調整を条件とした不足払い制度を廃止し、これに代わる措置として農家に対する直接固定支払制度<sup>\*4</sup>が導入された。96年農業法の失効に伴い2002年5月に成立した2002年農業法は、基本的に96年農業法の政策を踏襲したものであるが、これまでの価格支持融資制度と農家直接固定支払制度に加え、近年の穀物価格の低迷に応じた農家へ

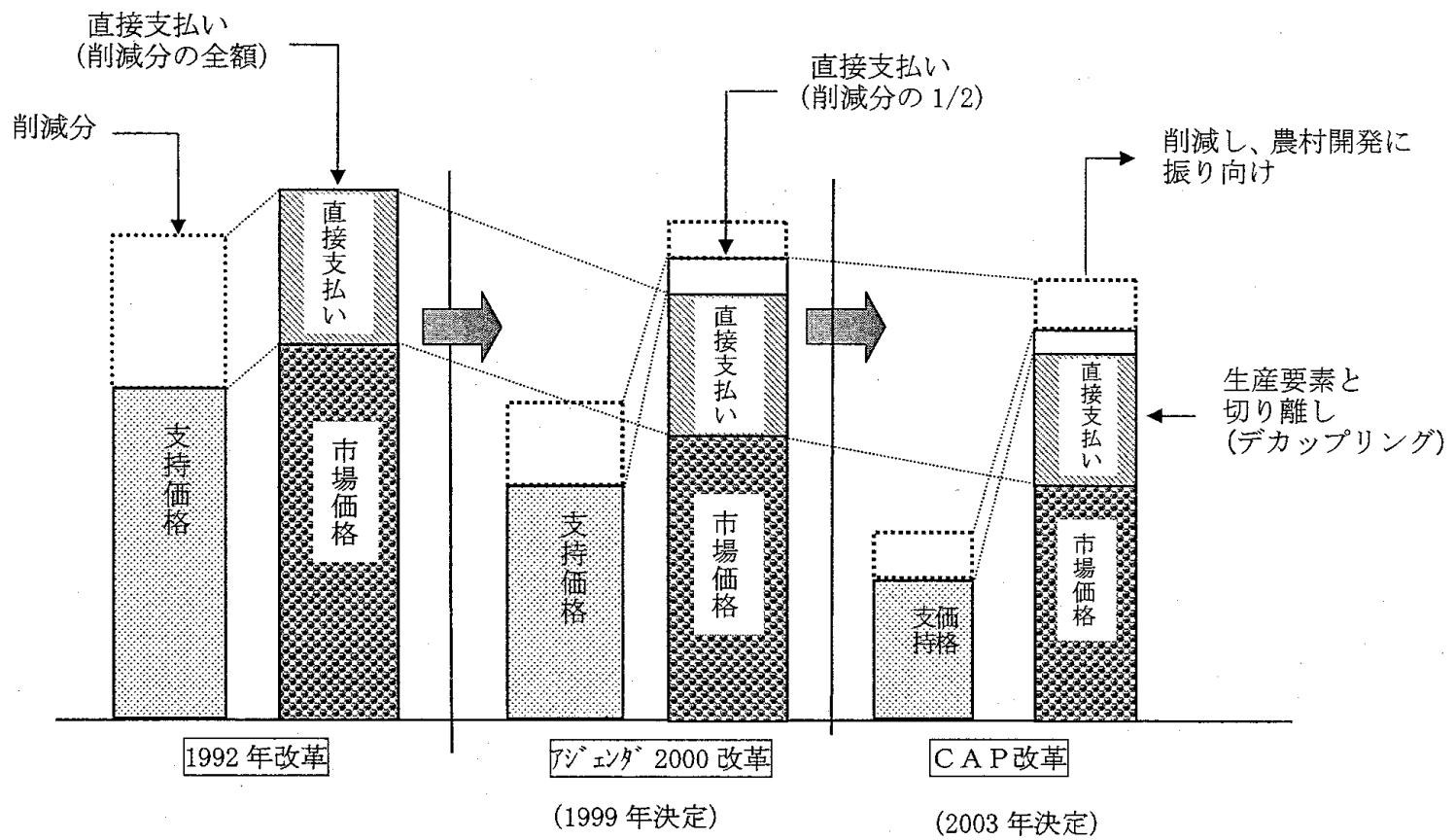
\*1 卷末〔用語の解説〕を参照。

\*2 直接支払いについては、2005年から順次導入されることとなっている。

\*3 卷末〔用語の解説〕を参照。

\*4 卷末〔用語の解説〕を参照。

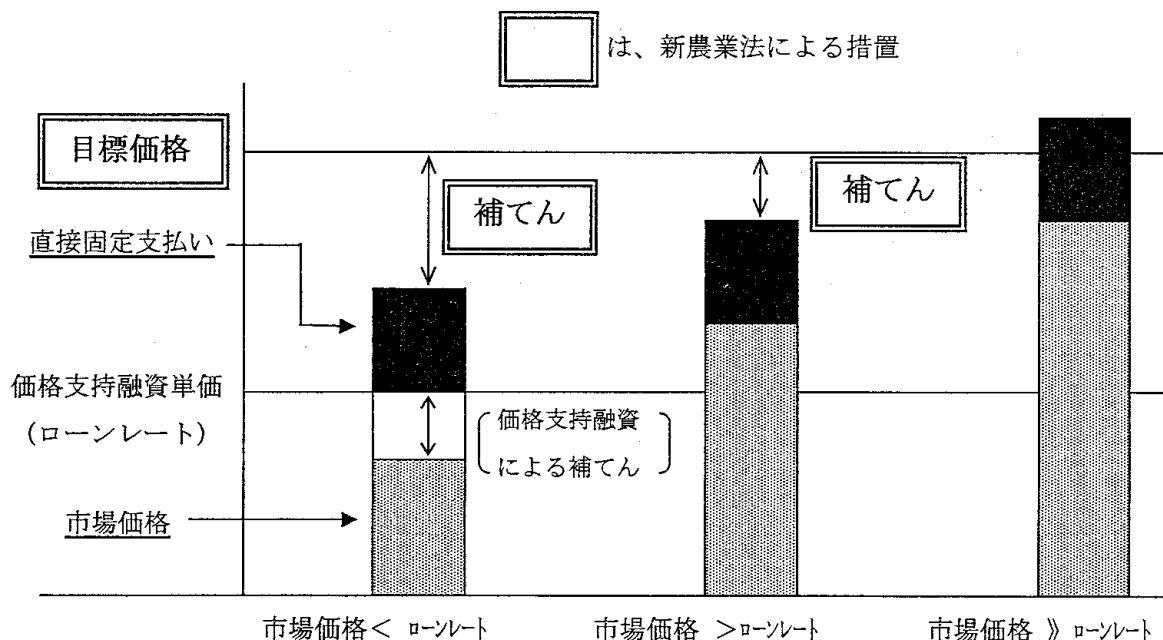
図 I - 57 E U の C A P 改革の推移



資料：農林水産省作成。

注：アジェンダ 2000 については、巻末 [用語の解説] を参照。

図 I - 58 米国の価格変動対応型支払い



資料：農林水産省作成。

の追加支払いに代わる仕組みとして、新たに価格変動対応型支払制度が創設された。

価格支持融資制度は、小麦、とうもろこし、大豆、米等の農産物を担保とした短期融資制度であり、市場価格が低迷している時には担保となる農産物を農家が商品金融公社（C C C<sup>\*1</sup>）に引き渡すことにより返済義務が免除される制度である。このため、融資単価が農産物の最低価格を保証する効果を有しており、WTO農業協定上も削減義務を負う「黄の政策」に分類される。

農家直接固定支払制度は、一定の要件を満たす農家に対して、過去の作付作物及び作付面積等に基づき、一定の方式で算出された金額が毎年度支払われる制度であり、野菜・果物等以外の作付けは自由である。

価格変動対応型支払制度は、過去の作付作物及び作付面積等に基づき、市場価格または融資単価のいずれか高い金額に直接固定支払いを加えた額が、対象作物ごとに設定された目標価格を下回った場合に、その差額を補てんする制度である（図I-58）。この制度は、98年からの記録的な穀物価格の低迷に対処するために導入された農家への追加支払いに代わる仕組みとして導入された。なお、このような穀物価格の低迷は、アジア諸国の経済危機、世界の穀物需給の緩和基調のほか、生産調整の条件なしに固定額が支払われる農家直接固定支払制度により穀物が供給過剰となつたことが一因であったといわれている。この価格変動対応型支払制度は作物ごとに目標価格を設定し、その目標価格までを政府が保証することから、96年農業法において廃止されていた不足払い制度の復活との見方があり、貿易歪曲的な国内助成の実質的な削減に取り組むというドーサ閣僚宣言<sup>\*2</sup>の方向に逆行するものとして批判がなされている。

また、2002年農業法では農業環境政策が大幅に拡充され、同法適用期間の2007年までの6年間で環境保全に関する予算が約90億ドル増額されている。さらに、農家直接固定支払制度、価格変動対応型支払制度、価格支持融資制度においては、土壌侵食の激しい耕地の土壌保全や湿地の保全を行うことがこれら制度を利用する際の遵守条件の一つとなっている。

#### （4）WTO農業交渉の動向

##### （ウルグアイ・ラウンド農業合意後の各国の農業改革に関する取組）

貿易自由化と貿易ルールの強化を目指して1986年に開始されたウルグアイ・ラウンド交渉は、125の国及び地域が参加して行われた過去最大の貿易交渉であった。ウルグアイ・ラウンド農業交渉は、先進国を中心とする農産物の生産過剰やこれに伴う補助金付き輸出競争の激化を背景として、国境措置（関税等）、国内支持（農業補助金等）、輸出競争（輸出補助金<sup>\*3</sup>等）の3分野にわたり、95年から2000年までの6年間で保護水準を引き下げていくことを主な合意内容とし、1993年12月に実質的に妥結した。

ウルグアイ・ラウンド農業合意では、貿易・生産への影響の観点から、国内支持<sup>\*4</sup>が「黄

\*1 C C C : Commodity Credit Corporation

\*2 卷末〔用語の解説〕を参照。

\*3 卷末〔用語の解説〕を参照。

\*4 卷末〔用語の解説〕を参照。

の政策」、「青の政策」、「緑の政策」に分類された。そのうち貿易・生産への影響がある施策である「黄の政策」については、各国の1986年から1988年までの助成合計量の実績を20%削減することとされた。1999年の助成合計量の削減状況をみると、我が国が約束水準の19%まで削減しているのに対し、EUは約束水準の71%、米国は88%にとどまっている（図I-59）。

また、我が国の農産物平均関税率は12%であり、大輸出国である米国（6%）やオーストラリア（3%）に比べれば高いものの、相当量の輸出を行っているEU（20%）やアルゼンチン（33%）よりもかなり低くなっている。

#### （第5回WTO閣僚会議までのWTO農業交渉の流れ）

1995年にはウルグアイ・ラウンド交渉の成果を包括的に実施するための国際機関として、WTOが発足した。2000年3月から開始されたWTO農業交渉において、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能、食料安全保障の確保等の非貿易的関心事項<sup>\*1</sup>に十分配慮しつつ、「品目ごとの柔軟性」、「改革の継続性」、「輸出入国間の権利義務のバランス」を確保することが可能なルールを目指してきた。

2001年11月にカタールのドーハで第4回WTO閣僚会議が開催され、ケアンズ諸国が主張していた農産物と工業品を一体として交渉を行う「農工一体論」等は盛り込まれず、幅広くバランスのとれた項目を交渉対象とする新ラウンドを立ち上げる閣僚宣言が採択された。この宣言により、既に2000年から開始されていた農業交渉は新ラウンドの一部として他の分野とともに2005年1月1日の交渉期限までに一括して合意されるべきものとして位置付けられた。また、農業関係では非貿易的関心事項を考慮すべきことが明記され、我が国の提案を主張していくことが可能となる基盤が確保された。

2003年3月末が農業交渉のモダリティ（交渉の大枠）<sup>\*2</sup>確立の期限とされていたが、保護・助成の大幅かつ画一的な削減を求める米国・ケアンズ諸国<sup>\*3</sup>と、非貿易的関心事項に配慮し、農政改革にあわせた保護・助成の漸進的な削減を主張する日本・EU等の国々との間で合意が得られず、交渉は4月以降も継続された（表I-11）。

#### （第5回WTO閣僚会議は合意が得られないまま終了した）

2003年8月、米国とEUは交渉を進展させるために農業交渉の枠組みに関する共同提案を行った。この米・EU共同ペーパーは、市場アクセス<sup>\*4</sup>については上限関税を設定し、重要品目について関税割当て<sup>\*5</sup>の拡大を含むなど、輸入国である我が国にとっては受入れが困難なものであった。一方、国内支持や輸出規律についてはいずれも2002年に成立した米国の新農業法と2003年6月に合意されたEUのCAP改革の内容が含み得るようなものとなっていた。このように、米・EU共同ペーパーは、市場アクセスについては上限関税の設定、関税割当ての拡大等輸入国にとって受入れ困難な内容を含む一方、国内支持・輸

\*1 卷末〔用語の解説〕を参照。

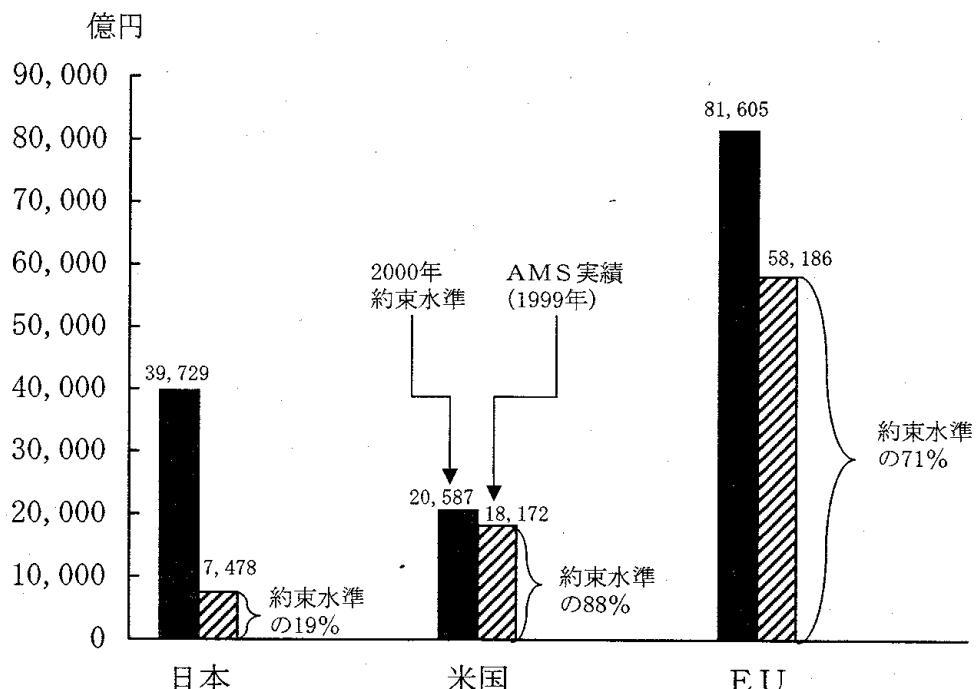
\*2 卷末〔用語の解説〕を参照。

\*3 卷末〔用語の解説〕を参照。

\*4 卷末〔用語の解説〕を参照。

\*5 卷末〔用語の解説〕を参照。

図 I-59 主要国の助成合計量（AMS）水準



資料：農林水産省作成。

注：米国については為替レートを107.77円／ドル（2000年）、EUについては121.51円／ユーロ（1999年）として算出した。

表 I-11 WTO農業交渉の経緯

2000年3月 12月	農業交渉開始 日本提案を提出
2001年11月	新ラウンド立ち上げ（カタール・ドーハ）
2002年6月 7月 11月	非貿易的関心事項閣僚会議（日本主催、54か国） 5か国農相会議（奈良） 我が国のモダリティ提案提出
2003年2月 3月 6月 7月 8月 9月 12月	・農業委員会議長よりモダリティ案提示 ・東京非公式閣僚会合 モダリティ成立ならず エジプト非公式閣僚会合 モントリオール非公式閣僚会合 ・米国・EU共同提案の提出 ・我が国提案、スイス提案、途上国提案等の提出 ・一般理事会議長より閣僚会議文書案を提示 第5回WTO閣僚会議（メキシコ・カンクン） 議長が閣僚会議文書案改訂版を提示（合意ならず） WTO一般理事会
2004年2月 3月	WTO一般理事会 (一般理事会及び交渉グループの新議長の人選に合意) WTO農業委員会特別会合

資料：農林水産省作成。

出規律については米国・EUともに対応可能なものであり、また、途上国にとっては不十分な内容のものとなっていたため、我が国をはじめ、ブラジル・インド等の途上国、イスラエル等が強く反発し、各国から相次いで提案が提出された。

2003年8月には、これら各国の動きを踏まえてWTOの一般理事会議長から閣僚会議文書案が提示された。同文書案は、非貿易的関心事項の位置付けが不十分であるうえ、上限関税の設定や関税割当ての拡大等の問題点があり、輸出国側にかたよった内容であった。このため、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念として、その修正を求めて関係国に働きかけを行いつつ第5回閣僚会議での交渉に臨んだ。

2003年9月にメキシコのカンクンで開催された第5回閣僚会議では、我が国は非貿易的関心事項の反映を求める一方、上限関税の設定や関税割当ての拡大に反対し、立場を同じくするイスラエル、ノルウェー、韓国等と10か国グループ（G10）<sup>\*1</sup>共同提案を提出した（表I-12）。共同提案は、閣僚会議文書案に対し、農業のもつ多面的機能の適切な反映、上限関税の撤廃等の修正を求めるものであった。同会議で議長から提示された閣僚会議文書案改訂版では、上限関税に関し、非貿易的関心事項の観点から一部品目について例外扱いとする旨の記述がかっこ付きながら加えられた。

閣僚会議では先進国と途上国との対立の構が埋まらず、具体的な合意のないまま閉会し、結局、農業交渉についても何ら合意が得られなかった。

#### （第5回WTO閣僚会議をめぐる途上国の動き）

現在のWTOの加盟国は148の国と地域<sup>\*2</sup>となっており、このうちの約3分の2を途上国が占めている。今回の閣僚会議では、これら途上国がブラジル、インド等を中心に20か国グループ（G20）を結成した。G20は農業分野における先進国の国内支持政策が実質的には輸出補助金として機能するために国際的な農産物価格が下落し、途上国の農産物輸出に不当な影響を与えていたとして先進輸出国を非難した。その一方で、途上国に対しては先進国と異なる待遇が与えられるべきであるという主張を行い、先進輸出国に対してさらなる市場開放、輸出補助金と国内支持の撤廃・大幅削減を強硬に主張した。また、西アフリカ4か国<sup>\*3</sup>により、米国をはじめとする先進国の綿花に関する輸出補助金及び国内支持を全廃し、先進国の補助金により被害を受けている途上国のために金銭補償制度を求める提案が提出された。

このように、これまでのガット<sup>\*4</sup>やWTOにおける交渉がEU、米国等の主要先進国により主導されていたのに対し、第5回閣僚会議においては、ブラジルやインド等の途上国の発言力が高まるなど、従来の農業交渉とは様相が異なる状況になっている。

\*1 10か国グループ（G10）とは、ブルガリア、台湾、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、リビテンシタイン、ノルウェー、イスラエル、モーリシャス。

\*2 カンボジア及びネパールの加盟は未発効である。

\*3 ブルキナファソ、ベニン、チャド、マリ。

\*4 卷末〔用語の解説〕を参照。

表 I - 12 日本等10か国グループ共同提案と閣僚会議文書案改訂版の対比

	閣僚会議文書案改訂版	閣僚会議文書案に対する 日本等10か国グループ(G10)共同提案
関税削減方式	<p><b>ブレンド方式</b></p> <p>①重要品目グループ 平均 [ ] %、最低 [ ] %削減 関税削減や関税割当ての組合せ</p> <p>②グループ2 係数 [ ] のスイス方式</p> <p>③グループ3：無税</p>	<p><b>ブレンド方式</b></p> <p>①重要品目グループ 平均 [ ] %、最低 [ ] %削減 関税割当ての拡大は行わない</p> <p>②グループ2 係数 [ ] のスイス方式</p> <p>③グループ3：無税 (注) ブレンド方式とは切り離して、関税割当て拡大の約束を全体のバランスの確保の観点から別途交渉する余地あり。</p>
関税の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] %の上限関税の設定。 上限まで引き下げない場合は個別品目別交渉方式により追加的市場アクセスの確保。</li> <li>[非貿易的関心事項の観点から指定される限定的品目について例外扱い。]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限関税の設定に反対</li> </ul>
途優遇国措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>低い関税削減率及び長期の実施期間</li> <li>関税削減の軽減、関税割当てに関する約束免除が行われる「特別品目の設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低い関税削減率及び長期の実施期間 (特別品目の設定には反対せず)</li> </ul>

資料：農林水産省作成。

- 注：1) 閣僚会議文書案は交渉の大枠の基本要素を提示するものであるため、具体的な数値は [ ] とされ、今後の交渉により具体的な数値を決定していくこととされた。
- 2) スイス方式とは、数式によりすべての品目の関税を一定の水準以下に引き下げる方式。
- 3) 10か国グループ (G10) とは、ブルガリア、台湾、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス、モーリシャス。

## (2005年1月の交渉期限に向けた交渉の取組)

第5回WTO閣僚会議は具体的な合意のないまま閉会したが、2003年9月以降も交渉の進め方をめぐる協議が行われ、2004年2月には各交渉グループの新議長の人選について合意された。農業交渉については3月にWTO農業委員会特別会合が開催され、交渉が再開された。同会合においては、各国間の意見の相違は依然として残ったが、7月までに枠組み合意を目指すべきという点では各国の合意が得られた。

我が国は、世界最大の農産物純輸入国であり、食料自給率が40%と主要先進国の中で最も低い水準にある。このため、食料の安全保障と国民の食料の安定供給、環境保全等を重視して、「多様な農業の共存」を基本理念とする我が国の主張が交渉結果に十分反映されるよう交渉に取り組む必要がある。

このため、最近の先進国と途上国の間の対立構図の変化を踏まえて、従来にも増して、途上国を含む関係国に対して、WTO農業交渉における我が国の考え方について理解と支持が得られるように、粘り強く働きかけを行っていくことが重要である。

さらに、WTO農業交渉は今後進展していくものと見込まれていること、我が国の農業構造の改革は依然として立ち遅れること等を踏まえれば、諸外国の農政の動向も勘案しつつ、国内農政の転換に向けた取組を加速化することが必要である。

## (5) F T A等への取組

### (世界各地でF T A等が急増している)

WTO体制はどの国に対しても同様の条件で関税等の通商規則を定めることを原則<sup>\*1</sup>とする多角的貿易体制を維持・強化する体制であり、関税引下げ等の内容も加盟各国の総意により決定される。WTOの前身ともいえるガット体制は、1929年のアメリカ大恐慌を契機とする世界経済のブロック化への反省から構築された。このため、ガット体制の基本的考え方を引き継ぐWTOは最恵国待遇及び内外無差別<sup>\*2</sup>を原則としているが、例外として、構成国間の実質上すべての貿易について関税等を廃止することを条件<sup>\*3</sup>に、二国間や地域の自由貿易協定（F T A）を認めている。

近年では、限定期的な協定構成国のみを対象として排他的に関税の撤廃等を行う<sup>\*4</sup>F T A等の地域貿易協定が急増しており、90年には30であった地域貿易協定数は2003年には189となっている<sup>\*5</sup>。主なF T Aとしては、米国、カナダ、メキシコ3国間の自由貿易協定である北米自由貿易協定（NAFTA<sup>\*6</sup>）やEU・メキシコ自由貿易協定等がある。

\*1 これを最恵国待遇という。

\*2 最恵国待遇とは、関税等に関してある締約国が他の国に与える最も有利な条件は他のすべての締約国にも同様に与えること。内外無差別とは、税や規則に関して、輸入品が国内産品に比べて不利に扱われることのないようにすること。

\*3 「実質上すべての貿易」に関してWTO協定上確立された定義はないが、EUでは貿易額の90%以上を対象とし、かつ貿易量の多少にかかわらず特定分野を分野ごと除外しないという解釈を示している。

\*4 最恵国待遇に対し、これを特恵待遇という。F T Aについては巻末〔用語の解説〕を参照。

\*5 WTO通報ベース。

\*6 巷末〔用語の解説〕を参照。

表 I-13 日・メキシコ経済連携協定における農林水産物市場アクセスにかかる大筋合意の概要

1. 農産物5品目(豚肉、牛肉、鶏肉、オレンジジュース、オレンジ生果)

豚 肉	・従価税率半減の特恵輸入枠の設定 初年度 3万8千トン→5年目 8万トン
オレンジジュース	・関税率半減の特恵輸入枠の設定 初年度 4,000トン→5年目 6,500トン(濃縮換算)
牛 肉	・当初2年間 市場開拓枠 10トン(無税) ・3年目以降 3年目 3,000トン→5年目 6,000トン 関税率は、協定発効後2年目に協議
鶏 肉	・当初1年間 市場開拓枠 10トン(無税) ・2年目以降 2年目 2,500トン→5年目 8,500トン 関税率は、協定発効後1年目に協議
オレンジ生果	・当初2年間 市場開拓枠 10トン(無税) ・3年目以降 3年目 2,000トン→5年目 4,000トン 関税率は、協定発効後2年目に協議

※ いずれの品目についても、協定発効後5年目に再協議。

2. その他の品目

関税即時撤廃	野菜(アスパラガス、かぼちゃ等)、果実(レモン、パパイヤ、マンゴー、アボカド等)、七面鳥肉、卵白、S P F 卵、豆類(ひよこ豆、そら豆)、丸太、製材等、えび、きはだまぐろ、くらげ等
3~5年かけて段階的に関税撤廃	卵黄、殻付きでない鳥卵、生鮮野菜(メロン等)、冷凍野菜、生鮮果実(グレープフルーツ <sup>*1</sup> )、果汁(レモン、ブドウ等)、混合野菜ジュース、コーヒー豆(焙煎)、調製果実(マンゴー、バナナ等)、サフラン油、その他ソース、単板等、うに
7~10年かけて段階的に関税撤廃	調製野菜(マッシュルーム等)、生鮮果実(ナシ <sup>*2</sup> 、サクランボ、モモ等)、果汁(グレープフルーツ、混合果汁)、ひまわり油、ごま油、とうもろこし粉
無税枠を設定	はちみつ、トマトピューレー・ペースト他トマト加工品等
関税削減	いわし、いか等
再協議または除外	米・麦、りんご <sup>*2</sup> 、みかん、パインアップル、砂糖、砂糖製品、乳製品等、合板、くろまぐろ、さば、ほたて貝等

資料：農林水産省作成。

- 注：1) グレープフルーツは、メキシコミバエに対する措置を要求中(実質的に輸入はない)。  
2) ナシ、りんご等は植物検疫上、現在輸入が禁止されている。

### (日・メキシコ経済連携協定交渉は大筋合意がなされた)

我が国はWTOを中心とした多角的貿易体制の維持・強化を基本としつつ、これを補完するものとして経済連携協定<sup>\*1</sup>やFTA等を積極的に推進している。

2002年1月、我が国は初めての経済連携協定として、シンガポールとの間で農林水産物486品目を含む日・シンガポール新時代経済連携協定に署名し、同年11月に発効した。

2002年11月からは、我が国とメキシコとの間でFTAに関する政府間交渉が行われ、2003年10月のメキシコ大統領訪日を機に開催された閣僚級での折衝をはさみ、これまでに7回の首席レベル会合、14回の実務者レベル会合が行われている。2004年3月9日には、両国の農相会談により農林水産物の大筋合意に、同月12日には関係閣僚のテレビ会談により交渉全体の大筋合意に達した（表I-13）。

### (アジアの国々との経済連携等に向けた取組状況)

現在、我が国はメキシコのほかに韓国、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ASEAN全体等との間で経済連携協定に関する交渉や事前の検討会等を進めている（表I-14）。

これらの国のうち、我が国との貿易額が最も大きい韓国との経済連携協定については、地理的にも近く、貿易構造で相互に補完しあえる側面もあるため、我が国及び東アジア地域全体の経済の安定的発展を確保するうえで大きな意義を有する（表I-15）。日韓経済連携協定は2003年12月に第1回の、2004年2月には第2回の政府間交渉が開催され、2005年内には実質的に交渉を終えることを目標に、おおむね2か月に1回のペースで鋭意交渉が進められている。

また、2003年12月の日・ASEAN特別首脳会議の際、各国との首脳会談においてタイ、フィリピン、マレーシアとの経済連携協定の政府間交渉入りが合意され、2004年1月にはマレーシアと、翌2月にはタイ、フィリピンと第1回交渉が行われ、交渉の枠組みが合意された。これらの国々については、おおむね2か月に1回のペースで交渉が進められている。また、10か国が加盟するASEAN全体との間では、2005年初めからの交渉開始を目指し、最大限の努力を行うこととなった。

### (FTA等における農産物の取扱い)

農林水産省は、省内にFTA本部を設置し、外務省、財務省、経済産業省とともに各国との政府間交渉に共同議長省として参加している。我が国の食料自給率は主な先進国の中で最も低い水準となっており、消費者は将来の食料供給について不安を抱いている。このような状況のもとで、FTA等の推進に当たっては、我が国の農林水産業の多面的機能の発揮、食料安全保障の確保や、我が国の農林水産業の構造改革の進展具合にも十分配慮しつつ交渉を進めていく必要がある。その際、FTAの相手国それぞれについて、我が国農林水産業との関連の深さや貿易事情等が異なっているため、交渉相手国の農林水産業に関する状況、経済・政治状況、第三国とのFTA交渉状況、我が国農林水産物の輸出の可能

\*1 物品の関税撤廃を行うFTAに対し、FTAの要素を含みつつ、人の移動や、投資・サービス貿易の自由化、競争政策、知的財産、政府調達、ビジネス環境整備、二国間協力等を含む協定。

表 I-14 各国・地域との経済連携をめぐる議論の状況

相 手 国	事前検討	産学官共同研究会	政府間交渉	協定署名
シンガポール	11年11月	12年3月～12年9月	13年1月～13年10月	14年1月
メキシコ	11年2月～12年4月	13年9月～14年7月	14年11月～	
韓国	13年3月～14年1月	14年7月～15年10月	15年12月～	
タイ	14年9月～15年5月	15年7月～15年11月	16年2月～	
マレーシア	15年5月～15年7月	15年9月～15年11月	16年1月～	
フィリピン	14年10月～15年7月	15年9月～15年11月	16年2月～	
インドネシア	15年9月～			
台湾	14年6月～			

資料：農林水産省作成。

注：ASEAN全体とは、14年1～11月に専門家会合を行い、15年3月から日・ASEAN委員会（協議）を開始している。

表 I-15 日本の農林水産物輸出入額(2002年)

## 韓国

輸入		輸出	
品目	輸入額	品目	輸出額
かつお・まぐろ類	357	たばこ	51
アルコール類 (蒸留酒)	114	配合調製飼料	17
調製した野菜 (キムチ)	94	真珠(天然・養殖)	16
たらの卵製品 (明太子等)	76	は種用の種、果実及 び胞子	15
く	58	た い (生きているもの)	13

## タイ

輸入		輸出	
品目	輸入額	品目	輸出額
家きんの肉	451	かつお・まぐろ類 (生・藏・凍)	57.6
鶏の調製品	303	牛または馬の原皮	6.3
えび調製品	267	小麦粉	6.3
えび(冷凍)	234	さけ・ます (生・藏・凍)	5.4
いか(冷凍)	209	真珠 (天然・養殖)	5.2

## フィリピン

輸入		輸出	
品目	輸入額	品目	輸出額
バナナ	514	オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート等	5.8
木製の建具及び建築用木工品	109	たばこ	2.9
えび(冷凍)	107	アルコール飲料 (清酒等)	2.2
パインアップル	74	は種用の種、果実及 び胞子	1.4
かつお・まぐろ類	50	チョコレート菓子	1.4

## マレーシア

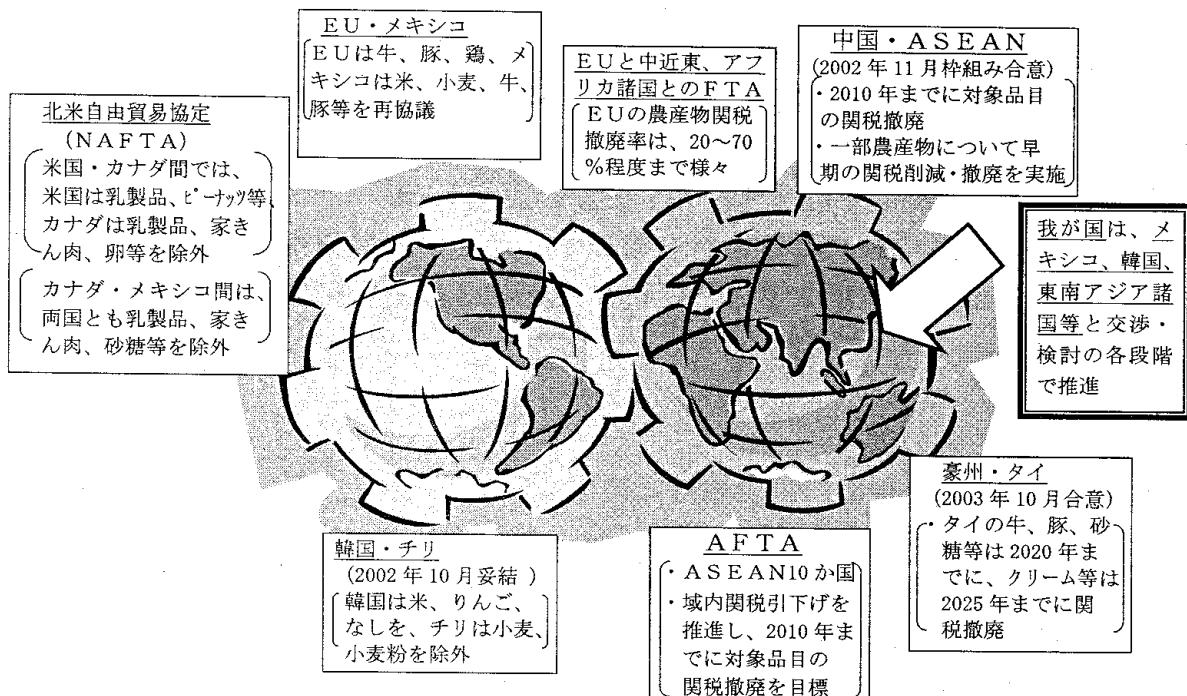
輸入		輸出	
品目	輸入額	品目	輸出額
合板	656	アルコール飲料 (リキュール、清酒等)	2.7
丸太	278	配合調製飼料	2.5
パーム油	196	かつお・まぐろ類 (生・藏・凍)	1.4
製材加工材	164	たばこ	1.0
えび(冷凍)	64	小麦粉	0.7

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成。

性等の諸事情について、できる限り情報の収集分析を行い、戦略的に対応していく必要がある。

既存のFTAにおいては、農産物をはじめ例外品目が設けられている例があり、農産物については、関税撤廃の除外品目の設定のほか、実質的な先送りともいえる一定期間後の再協議対象品目の設定といった柔軟性をもった取扱いが行われている例がある（図I-60）。このことからも、FTA交渉においては、それぞれの国内事情や貿易動向を踏まえた柔軟かつ現実的な対応を確保することが必要である。

図 I-60 各地の主な自由貿易協定と農産物の取扱い



資料：農林水産省作成。

(地球の絵については差し替え予定)